

教育長の臨時代理による事務処理について

令和3年11月19日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

1 案件

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続

2 事務処理経過

- 11月22日 ・教育長の臨時代理による各条例の一部改正手続の決定
・区議会への議案提出依頼
- 12月10日 ・区議会で議案の審議及び可決
- 12月15日 ・一部改正条例の公布

3 条例改正の主な内容

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

期末手当の改定

公布日改定分

(一般職員) 3月支給分を給与月額100分の25から100分の10に改定
(年間支給額100分の255から240に改定)

(管理職) 3月支給分を給与月額100分の25から100分の10に改定
(年間支給額100分の215から200に改定)

(再任用一般) 3月支給分を給与月額100分の10から100分の5に改定
(年間支給額100分の140から135に改定)

(再任用管理職) 3月支給分を給与月額100分の10から100分の5に改定
(年間支給額100分の120から115に改定)

令和4年4月1日改定分

(一般職員) 6月支給分を給与月額100分の112.5から100分の105に改定
12月支給分を給与月額100分の117.5から100分の110に改定
3月支給分を給与月額100分の10から100分の25に改定

(管理職) 6月支給分を給与月額100分の92.5から100分の85に改定
12月支給分を給与月額100分の97.5から100分の90に改定
3月支給分を給与月額100分の10から100分の25に改定

- (再任用一般) 6月支給分を給与月額の100分の62.5から100分の60に改定
12月支給分を給与月額の100分の67.5から100分の65に改定
3月支給分を給与月額の100分の5から100分の10に改定
(再任用管理職) 6月支給分を給与月額の100分の52.5から100分の50に改定
12月支給分を給与月額の100分の57.5から100分の55に改定
3月支給分を給与月額の100分の5から100分の10に改定
※改正文及び新旧対照表は別紙1及び別紙2

(2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

期末手当の改定

公布日改定分

- 3月支給分を給与月額の100分の25から100分の10に改定
(年間支給額100分の255から240に減)

令和4年4月1日改定分

- 6月支給分を給与月額の100分の112.5から100分の105に改定
12月支給分を給与月額の100分の117.5から100分の110に改定
3月支給分を給与月額の100分の10から100分の25に改定

※改正文及び新旧対照表は別紙3及び別紙4

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の10」に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

第2条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の10、6月に支給する場合においては100分の112.5」を「100分の25、6月に支給する場合においては100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改め、同項ただし書中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の97.5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の5」と、「100分の112.5」を「100分の10」と、「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の60」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の67.5」を「100分の65」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年

4月1日から施行する。

【第1条関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第28条～第34条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第28条～第34条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>

【第2条関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支</p>	<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支</p>

給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4～6 (略)

第28条～第34条 (略)

附則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の10、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは「100分の5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

第28条～第34条 (略)

附則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改める。

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

【第1条関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第19条 (略) (期末手当)	第1条～第19条 (略) (期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には <u>100分の10</u> 、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には <u>100分の25</u> 、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
第21条～第26条 (略)	第21条～第26条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)

【第2条関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
第1条～第19条 (略) (期末手当)	第1条～第19条 (略) (期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には <u>100分の25</u> 、6月に支給する場合には <u>100分の105</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には <u>100分の10</u> 、6月に支給する場合には <u>100分の112.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
第21条～第26条 (略)	第21条～第26条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。